

令和 6 年度（2024 年度）事業報告

東京湾水先区水先人会

I. 重点目標について

1. 水先人会を取り巻く一般情勢

令和 6 年度（2024 年度）の事業報告の策定に当たり、東京湾水先区水先人会（以下、「当会」という。）を取り巻く一般情勢は、次の通りであった。

（1）新型インフルエンザ等について

ポストコロナ下の対応では、当会として新型インフルエンザ等の感染症に対しては、状況に応じてマスク着用、手洗い等の手指衛生や三密回避行動など状況に応じて個人の判断に委ねている。また、感染防止に努めた結果、水先作業中による感染者は一人も発生せず水先サービスの維持及び適正な水先業務の遂行を維持できた。

（2）台風来襲及び異常気象について

2024 年度の台風発生数は、26 個（平均 25.1 個）であった。日本への上陸数は、2 個（平均 3 個）、日本への接近数は 11 個で東京湾内各港への上陸は今年度も無かった。当会は従来から東京湾内における台風襲来時の走錨防止を含む海難事故防止について注力しており、2021 年 7 月から施行された海上交通安全法の『湾外等の安全な海域への避難、錨泊制限等に係る勧告・命令制度』の遵守並びに海上保安庁、海事・港湾関係者、行政機関で構成する「協議会」に参画して台風等接近時の船舶の円滑な避難に備えている。2024 年度 8 月に台風 7 号の接近を受け、初めて海上保安庁による大型船などを対象に東京湾からの退避を求める湾外避難・入湾回避勧告が出された。また、気象予報を上回る異常気象により、湾口の水先サービスを休止する事例が多くみられた。

一方、温暖化の影響によるものと思われる気象の激甚化が顕著であり、引き続き水先業務の事故防止に一層の配慮が求められている。

（3）会員数の状況について

2024 年度年初の会員数は、総数 146 名（一級 111 名、二級 24 名、三

級 11 名、・・・陸上勤務者 7 名、新入水先人 2 名を除いた実稼働者は、137 名)であり、新制度による水先人が 99%を占めるまでに至っている。この構成員の変化は、出身母体の多様化も相まって、まさに世代交代が確実に進んでいる状況にある。また、2024 年度は、退会者が 8 名であったが、今後予想される毎年 6 名前後の退会者に対し、円滑な水先業務の遂行に支障をきたさないよう、本会を取り巻く情勢を踏まえた上で、計画的な採用について慎重に対応していく必要がある。

(4) 水先業務量の現況について

2017 年度までの作業量は年間約 5 万作業隻数以上あったが、2018 年度以降、特に 2020 年度は、新型コロナ禍の中、水先作業隻数は約 4.2 万作業隻数となり、前年比で 8.5%と大幅に減少した。水先料実績は、水先作業隻数の減少を上回る 9.6%の減少であった。

その後水先作業隻数は、約 4.2 万作業隻数で概ね横這いとなり、水先料実績も概ね横這いであったが、2024 年度は約 4.0 万作業隻数と更に減少した。これは前年比 3.6%の減少となり、水先料実績も 4.3%の減少となった。引き続き新年度の実績に注目して行きたい。

(5) 船舶の大型化について

横浜区では、14.2 万 G/T 級 (LOA 360m 級、1.3~1.4 万 TEU 積) の大型コンテナ船の寄港が、また東京区においても、14.1 万 G/T 級 (LOA 368m 1.3 万 TEU 積) の大型コンテナ船が定期的に寄港している。

いずれの港区でも大型化する船型を既存のバースに受入れざるを得ないが、水先の引受に際しては、港湾局、バース管理者及び海上保安部等の関係者と協議・検討を重ね、安全を確認しながら対応している。

このような状況の中、昨年度に引き続き技術的観点から、設備面での安全対策も関係者に強く要望しており、南本牧については、大型船の常時入港に備え導灯の設置や本牧では老朽化した防舷材の整備を関東地方整備局並びに横浜市港湾局に強く働きかけている。今後も当会としては、大型船の受け入れに対する安全を担保するため、引受条件について慎重に検討していく。

(6) 東京湾内の港湾整備や航行管制等の状況について

新本牧ふ頭建設工事が 2019 年に開始され、横浜区沖の錨地の再編や

横浜航路延伸が実施された。川崎区では京浜運河での海底配管撤去工事や橋梁工事が実施されている。管轄官庁を含む関係者による安全対策協議会等が開催されているが、水先人会としては、安全運航を確保するため、積極的に提言・要請をするとともに、工事による航路幅減少にも安全に対応している。

(7) 日本水先人会連合会（以下連合会という）の主たる活動等の関連事項

1) 水先人の人材確保・育成等に関する検討会関連

① モニタリング委員会の廃止と3者による情報交換

2015年4月に設置された「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」は、会則実効性及び中小水先区の水先人不足に対する円滑な派遣支援の確保を図るため、モニタリング委員会を設置し、評価検証を行ってきた。しかし2022年度をもって当初の目的は達成されたためモニタリング委員会は廃止され、国交省、船協、連合会の3者による情報交換の場を新たに設け従前からの船協連合会業務連絡会と共に定期的に開催している。

② 二級及び三級水先人の募集人数について

同検討会「第四次とりまとめ」により、全国の水先区において2023年度から2025年度まで、毎年二級水先人は2人、三級水先人は2人+ α （ α は3人以下の範囲内で、一級水先人の応募状況を確認し決定）の募集人数とすることが認められた。当会としては、2024年度は三級1名を採用し2026年9月に入会予定で2025年度の採用はない。2026年度以降の募集人数は今年中に関係者による話し合いが予想される。

2. 重点目標に対する実施報告

令和6年度（2024年度）は、当会のおかれた上記1.の一般情勢を勘案し、次に掲げる重点目標を設定し実現すべく対応策を実施した結果等は次の通りである。

(1) 水先業務の安定した供給を継続すること。

- ① 今年度も従前と同様に、ユーザーに対する水先業務の安定的な供給に支障をきたした事例はなく供給を実践することができた。
- ② 水先業務の安定的な供給を確保するためには、適正な員数の水先人が必要である。2024年度初における会員数は前述したが、同年度末における会員数は、総数147名（一級118名、二級20名、三級9名）となった。陸上勤務者7名と新入水先人7名を除いた実稼働者は、

133名であった。なお、2025年度以降の3年間で凡そ18名余りの一級水先人の退会が見込まれている。これらの状況を踏まえ、2025年度は一級4名+ α を募集し、水先業務の安定供給を図った。

- ③ 当会では、2021年度から進級一級水先人が順次実職に就いているが、円滑に水先業務を遂行するには、今後も適正な員数の水先人を確保していく必要があり、特に新入一級水先人の募集人数は、将来の経済状況を考慮して、慎重に検討する必要がある。

(2) 船舶の航行及び港内業務の安全を確保すること

- ① 連合会の主導による水先人の検証制度の深度化に相応して各級水先人技術レベルを高めるため、入会年次別の技術研修会（座学及び操船シミュレーター訓練）及び質疑応答形式の研修会を引き続き確実に実施し、安全運航の維持に努めた。
- ② 事故等の発生状況は、2023年度／2024年度比で、海難：5件/0件、その他の事故：5件/4件、不適切運航：3件/5件という結果となり2024年度の海難は減少した。引き続き、海難、事故及び不適切運航等の減少に努めたい。2024年度は会則に基づき事故防止対策委員会を1回開催した。
- ③ 船舶の大型化（特に、コンテナ船）に伴い、これらの船舶の受入れに関し、関係官庁、バース管理者等の関係者と安全運航を達成するために協議・検討を重ねたが、今後も厳しく慎重に進めていく必要がある。新たな大型船の入港に際しては航行安全委員会の中でシミュレーターによる検証を実施すると共に、会員に対して操船シミュレーター訓練を実施した。

(3) 会則実効性の強化を図ること。

- ① 水先業務の適正な実施の観点から、会員の指導・監督が効果的に果たされていることを船社や関係機関等へ実証し、不信感や懸念を払拭する必要がある。会則・規程等により、事故、不適切運航及び水先人の品位欠如等の指導・監督の対象案件については、事故防止対策委員会で審議し、海務委員会等でも該当事案について顛末、原因究明や再発防止対策等を検討した。
- ② 審議・検討した事例については、適宜、会長通達で全会員へ周知し注意喚起するとともに、原因が水先人だけではない場合は具体的な改善をユーザーと共に実施した。特に不適切運航や品位の欠如については、連合会を通じて「船協・連合会業務連絡会」等に当会の取った処置を

含めて報告した。

- ③ 今後も定例会、各種の技術研修及び会長通達等で会則実効性の強化による安全の確保について粘り強く啓蒙活動を継続することとし、事故防止を図ることにより安全確保を実現したい。

(4) 新入水先人等に対して充実した養成教育を実施すること。

- ① 過去、新入水先人の実務研修に係わる規程類は、実情に合わせて夫々の年度において整備・改定してきた。これら規程類に基づき、2024年度も各級の新入水先人に対する入会後の陸上研修、その後の実船研修（共同操船）と、支障はなく実施することができた。
- ② 新入水先人、進級水先人及び各級水先人が受ける業務評価や進級評価については、計画的に専任指導水先人との共同操船の機会を設け、被評価対象水先人の技術的な力量を、評価シートにより厳正に評価することができた。
- ③ 当会の方針である“水先人のキャリアパスプラン”に従い、二級・三級水先人の上級職への進級とそれに求められる養成も、計画通り確実に実施した。

Ⅱ. 会則第4条に規定された各事業

1. 会員の品位保持に関する諸施策の実施

(1) 会員に対する指導、監督及び連絡の実施

水先業務に関わる情報の提供及び注意喚起、事故・不適切運航についての会員、関係者への対応、並びに各種議事録・参考資料等を会長業務連絡等において遅滞なく周知した。

(2) 会員の継続的かつ定期的健康管理の実施

水先人にとって健康であることが就業の前提であることから、会員に対して、2024年4月～6月に会則に基づき自主健康診断を石川町内科クリニック等で行い、会員全員が受診した。

(3) 会員の品位保持に係る法定委員会の開催

法定委員会のうち、会員の品位保持に関わる綱紀委員会を1回開催した。
(添付資料 別紙－1 参照)

(4) ISO 品質管理システムの運用

- ① 2024 年 10 月に内部監査を実施し、同年 11 月に再認証審査を受審し、「不適合報告：無」及び「改善事項：0 件」の判定を受け、システムが効果的に実施・維持されていることが確認され、認証の継続が承認された。
- ② ISO 管理委員会は対面式 2 回及び 1 回の書面決議を開催した。

(5) 連合会の実施する研修の受講

- ① 連合会の安全研修が、7 月 23～24 日に横浜（24 名）、11 月 26～27 日に名古屋（1 名）で実施され、合計 25 名の水先人が参加した。
- ② 連合会の主催する新人研修が開催され、5 月には一級水先人（17 期生 2 名）、10 月には三級水先人（13B 期生 1 名、15A 期生 1 名）がそれぞれ同研修を受講した。

2. 合同事務所の設置及び運営に関する事務の実施

(1) 配乗業務及び水先料金管理業務の実施

- ① 水先引受、配乗等業務については、新人職員の業務に対する習熟も深まり、水先の受付や配乗業務は概して順調に為されたといえる。
- ② 配乗に関し、部内においてダブルチェックの励行徹底、業務連絡会を実施し改善に努めた結果、配乗ミスは通期で、発生しなかった。引続き上記対策と併せコミュニケーションの徹底等により水先業務の実施に支障がないよう確実な配乗を実施していきたい。

(2) 水先業務システムの改善と維持

2018 年 6 月に機器及びシステムの大幅な更改を行い、その後微小な改善を行いつつ運用してきた。

今後この更改結果の検証につとめ引き続き必要な改善や維持を図りたい。

(3) ユーザーに係る法定委員会の開催

ユーザー対応委員会及び業務運営協議会は、各々 2 回開催した。
(添付資料：別紙－1 参照)

(4) 常設委員会等の定期的開催

総会、理事会、常勤役員会、総務委員会、海務委員会、業務委員会、財務委員会及び ISO 管理委員会を定期的に開催した。
(添付資料：別紙－1 参照)

(5) 公認会計士による監査及び情報公開

- ① 例年の通り、年度末における収支決算報告書の作成に際し、公認会計士の監査を受け、決算報告書等の財務諸表が適正である旨の監査報告書を取得した。
- ② 情報公開については、ホームページ上に会則で定められた情報の公開を行った。また、当会の情報公開基準に基づくユーザーからの情報開示請求はなかった。

(6) 個人情報保護方針に基づく個人情報管理の確実な履行

「個人情報保護規則」、「個人情報取扱規程」及び「特定個人情報取扱規程」の定めに従って、これらを適正に運用し、水先人及び職員等の個人情報の保護を確実に行った。

3. 水先人の養成・教育に関し必要な事務の実施

(1) 新入及び進級水先人に対する実務研修の実施

一級水先人 17 期生 2 名（2024 年 3 月入会）、三級水先人 13B 期生 1 名／15A 期生 1 名（2024 年 9 月入会）に対し、入会后、所定の陸上研修及び実船研修を実施した。これら 4 名の新人水先人は、それぞれの評価終了後、所定の訓練（単独操船）に移行することとなる。

(2) 水先修業生及び進級水先修業生に対する水先実務修習の実施

- ① 一級水先修業生 17 期生 1 名／18 期生 6 名（2025 年 3 月入会済）、及び三級水先修業生 16A 期生 2 名（2025 年 9 月入会予定）に対し、水先養成制度に基づいた水先区個別教育（乗船修習を主とする水先実務修習）を実施した。（A は乗船実歴がある者、B は乗船実歴が無いものを示す。）
- ② 2024 年度の一級水先修業生 7 名は、水先人試験（口述）を受験し合格後、2025 年 3 月に入会した。三級水先修業生 2 名は、2025 年 6 月に水先人試験（口述）を受験予定である。

(3) 教育訓練センターによる教育訓練計画の立案及びその推進

例年の通り、教育訓練センターが教育訓練計画を策定し、これに従い新入水先人及び業務経験年数別の各級水先人に座学、操船シミュレーター訓練及び操船に関する質疑応答形式を含む技術研修会等を実施した。更に、業務評価、進級評価を適正に実施した。（添付資料 別紙-2 参照）

(4) 会員に対する技術研修及び操船シミュレーター訓練の実施

上記(3)の各技術研修以外に次のような技術研修を実施した。

- ① 「二人乗り大型船(港内業務)の主水先人養成に関する規程」に従い、二人乗り大型船の港内業務に従事する主水先人の養成を行った。
- ② 「航行業務 VLCC 研修要領」に従い、航行業務 VLCC 研修を実施し、航行業務に従事する大型危険物積載船及び二人乗り LNG 船の水先人の養成を行った。
- ③ 不適切操船が発生した特定のバースについては、事故の再発防止の観点から操船要領等についての技術研修(座学／操船シミュレーター)を実施し、操船技術・技量の向上と伝承を図った。

4. 本会及び会員の業務に関して、連合会及び官公署等との連絡協議の実施

(1) 連合会の理事、その他の役員及び委員等の派遣

役員、理事、その他の水先人を、連合会の要請に従い、各種委員会委員として派遣した。指名されたこれらの委員は、関連委員会への出席、水先関連課題に関する協議会・検討会、その他の懇談会等に参加し、水先制度や水先人後継者の確保・育成などを含む諸課題について積極的に発言する等、精力的に活動した。

(2) 連合会が行う水先人の確保に関する施策への協力

- ① 連合会の中小規模水先区の水先人の後継者不足対策の一環として実施している派遣支援制度について、2023年9月から始めた当会会員の長崎水先区(滞在型)派遣を2024年9月まで行った。
- ② 当会としては、その他に釜石、釧路、八戸、仙台湾、鹿島、田子の浦2名、博多、小名浜(スポット型)の複数免許保有者がおり、合計9名の会員が中小規模水先区の派遣支援に協力していることとなる。

(3) 各外郭団体に対する理事、その他の役員及び委員等の派遣

当会が関係する諸外郭団体については、役員、理事、その他の水先人を当該諸団体の委員等として派遣し、各種委員会、協議会等に参加して、その運営に協力した。

(4) 海上保安部及びその他団体との業務連絡会、意見交換会等の開催

「安全運航強調月間」期間中の各種業務連絡会、意見交換会その他、関係バース施設者等と懇談会や意見交換会を行った。

5. その他（広報活動）

（１）本会の広報活動の一環として各種メディア・団体等からの出演、取材の依頼に対応し、各級水先人の協力を得て参画、水先業務を紹介した。

（２）会報「ANJIN」は、2016年の創刊より、多方面の読者に好評を博していたが、諸般の事情により、2025年新年号(Vol. 36)をもって休刊となった。

Ⅲ. 令和6年度（2024年度）の会員の異動状況

2024年4月1日 在籍員数	会員の異動		2025年3月31日 在籍員数
	入会	退会	
146	9	8	147

（一級水先人：118名、二級水先人：20名、三級水先人：9名）

（2025年3月31日現在）

以 上

（添付資料）

添付 別紙-1「令和6年度 総会、法定委員会、常設委員会等 開催一覧表」

添付 別紙-2「令和6年度 各級別技術研修会 実施報告・評価実施報告」

完